

令和 5 年 6 月 20 日現在

機関番号：34509

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01271

研究課題名（和文）神戸における企業弁護士業の生成と展開 元最高裁判事・山田作之助を中心に

研究課題名（英文）YAMADA Sakunosuke and the rise and growth of corporate legal practice in Kobe

研究代表者

小松 昭人（Komatsu, Akihito）

神戸学院大学・法学部・教授

研究者番号：00315037

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果はつぎの2つである。第1に、山田作之助関係資料のうち、法実務文書（意見書、裁判資料、登記申請書類など）を分類整理し、本目録を作成したことである。

第2に、第1の成果を踏まえて、山田が担当した主要な企業法務案件を分析し、昭和戦前期の山田の弁護士業の実態を明らかにしたことである。そのような案件は、当時日本を代表する造船企業であった川崎造船所に関するものであった。検討の結果、山田は、緻密かつ現実的な思考力、法学者の学識を活用する力、精力的かつ粘り強い交渉力、人間や社会の機微に対する洞察力を武器に、前例のない案件を着実に解決していたことを、資料により裏付けることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

企業法務を専門とするいわゆる企業弁護士の業務は、複雑かつ専門的であるため、一般に知られることが少ない。本研究の学術的意義は、昭和期を通じて企業、経済の発展と共に企業弁護士業が確立する過程を、山田作之助という企業弁護士を対象に、その執務資料に基づき描き出し、跡付けた点にある。

また、昭和期神戸の弁護士業務や弁護士会活動については、1945年の神戸大空襲や1995年の阪神・淡路大震災による資料の喪失もあり、史料に基づく研究が困難な状況にあった。本研究は、昭和期神戸を代表する企業弁護士の業務の検討を通じて、神戸の企業活動や地域社会に対する地元弁護士の貢献を明らかにした点に、社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：The achievements of research are following. The first is to have sorted by topic and date and compiled the list of the materials owned by YAMADA Sakunosuke, one of the leading corporate lawyers in Kobe during the Showa era and a later judge of the Supreme Court of Japan. The materials include his opinions, briefs, materials, applications to registers for companies and so on.

Based on the first, the second is to have elucidated Yamada's practice by examining his important corporate cases, which were chiefly concerned with the legal matters on Kawasaki Dockyard, Co. Ltd., one of the two biggest leading shipbuilders in Japan then. The research has revealed that he had ability to think carefully and pragmatically, to make use of the expert opinions of leading law professors, to negotiate powerfully and tenaciously, and to see into human psychology and social reality. Such ability enabled him to solve unprecedented legal problems and brought him success as a leading corporate lawyer.

研究分野：外国法 比較私法

キーワード：弁護士 企業法務 神戸 昭和期

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

平成 30 (2018) 年 3 月、神戸学院大学 (以下、本学) に、昭和期の神戸で企業弁護士として活躍した山田作之助 (明治 29 (1896) ~ 平成 7 (1995) 年) が所蔵していた図書雑誌、法律文書、書簡、写真などが寄贈された。本学はこの資料を「山田作之助関係資料」と命名し、本研究の研究代表者 (小松) および共同研究者 (辻村、下村) を中心に、文書整理および目録作成の作業を本格的に開始した。

山田は、大審院検事・同判事・東京代言人組合会長・司法次官等を歴任した喜之助 (安政 6 (1859) 年~大正 2 (1913) 年) の三男に生まれ、府立第一中学校、第三高等学校を経て、東京帝国大学法学部に入学、鳩山秀夫 (明治 17 (1884) 年~昭和 21 (1946) 年) の指導を受けた。卒業後は、司法官試補を経て東京、京都および神戸で裁判官を務めた。大正 14 (1925) 年に弁護士に転じた後は、神戸の企業弁護士の草分け的存在であった義父と共に、同地で企業弁護士として活躍し、川崎造船所 (現・川崎重工業) 横浜正金銀行 (現・三菱 UFJ 銀行) 台湾銀行、兵庫県農工銀行 (後に日本勧業銀行に合併、現・みずほ銀行) 第一銀行 (現・みずほ銀行) 三菱倉庫などの法律顧問を務めた。戦後は、昭和 33 (1958) 年から 34 (1959) 年にかけて神戸弁護士会 (当時) 会長を務めるなど、神戸の在野法曹の中で指導的地位を占め、昭和 35 (1960) 年には同会会員としては初の最高裁判所判事に任命された。

上記の経歴に見られるように、山田は、地方都市を本拠に、企業法務を中心に弁護士業務に携わり、最高裁判事に任命されるという、当時としては異例の経歴を歩んだ。そのような有力法曹の包括的な資料が残存する例は、管見の限り他にない。加えて、山田作之助関係資料には山田の手がけた一般民事・商事事件の訴訟記録をはじめ、顧問先からの諮問に対する意見書、契約書その他の法律文書の草稿、書簡などが多数含まれている。

一般に、在野法曹の執務文書が資料として残ることは、文書の性質上、これもまた極めて稀と考えられる。このため、大正末期から昭和期にかけての政治・経済・社会の激変期の法曹実務に関する実証研究の蓄積は、明治期のそれ (例えば、岩谷十郎『明治日本の法解釈と法律家』(慶応義塾大学法学研究会、平成 24 (2012) 年)、三阪佳弘『近代日本の司法省と裁判官』(大阪大学出版会、平成 26 (2014) 年) など) に比べると、なお少ない状況にあった。

そこで、企業弁護士としての山田の経歴や山田が遺した資料の特色を踏まえ、昭和期の神戸における企業弁護士の実務に関する研究を構想し、本研究を開始するに至った。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、主に山田作之助関係資料に依拠しつつ、他研究機関所蔵資料も参照して、昭和期の神戸において、企業活動の発展と共に企業弁護士業が生成、確立していく過程を、山田作之助という一人の有力企業弁護士を軸に明らかにしていくことにあった。

### 3. 研究の方法

本研究では、第 1 に、山田作之助関係資料のうち、顧問先企業の依頼により作成された「意見書」その他の訴訟関係資料に基づき、山田が個別の案件で当事者の意向や利害を測りながらどのように案件を処理したのかを明らかにする。山田は、自らを、案件を「事務的に」、「コツコツと処理する」タイプの弁護士であると評している。本研究では、自身の業務スタイルに対する自己評価を検証する。

第 2 に、現在は国立公文書館所蔵の、昭和 35 年までの神戸地方裁判所の民事判決原本を閲覧し、山田作之助関係資料の「意見書」その他の訴訟関係資料と突き合わせ、裁判の場での山田

の企業弁護士業務を跡付ける。山田だけでなく、同時代の地元弁護士の裁判事例にも注目し、昭和 30（1960）年代までの神戸における企業弁護士業の系譜や特色を明らかにする。

第 3 に、上記第 2 の検討を踏まえ、山田が扱った企業法務案件を、個別分野に即して検討する。山田がその回想で頻繁に言及するのは、債権回収、企業整理、労働争議である。

まず、債権回収については、山田自ら「バンク・ロイヤー」と称しており、若手弁護士の頃は、銀行の意向を踏まえ、裁判によらずにいかにも債権を回収するかを自らの課題としていた。本研究では、神戸地方裁判所民事裁判原本を中心に、他の研究機関所蔵の銀行や商社の文書資料（たとえば、三井文庫所蔵の三井銀行資料、三菱経済研究所附属三菱史料館所蔵の三菱銀行・三菱商事関係資料、東京大学経済学図書館・経済学部資料室所蔵の横浜正金銀行関係資料、神戸大学経済経営研究所所蔵の兼松資料など）と突き合わせつつ、銀行や商社からの依頼に応じて山田が採用した債権回収の方策とその特色を明らかにする。

つぎに、企業整理については、山田作之助関係資料の「意見書」その他の訴訟関係資料に現れた破産・和議・会社更生事件を起点に、神戸地方裁判所民事判決原本も参照しつつ、山田による企業整理の取り組みを検討する。山田は、大正 14（1925）年に神戸で弁護士に転じて間もなく、神戸の有力涉外・企業弁護士であった義父・高倍権太郎の下で、1927 年の鈴木商店の破綻処理や昭和 7（1932）年の川崎造船所の和議成立に奔走した。当時、大正末期から昭和初期にかけての金融恐慌と打ち続く不況により、中小企業だけでなく、金融機関や大企業の破綻も相次いでいた。当時の企業整理は、関係者の利害が対立錯綜しがちである上に、金融機関や大企業については政財界の意向を無視することができないことから、弁護士としての能力や資質が厳しく問われる業務であった。山田の企業整理実務の基礎は、そのような困難な業務を、先輩法曹の実践や知己の法学者の助言を参考に試行錯誤を重ねて遂行する過程で形成されたと推測される。そこで、山田の義父・高倍が再建委員を務めた昭和 7（1932）年の川崎造船所の和議事件を中心に、山田の企業整理実務の実態とその特色を明らかにする。

最後に、労働争議については、神戸には繊維業や造船業などの工場が多く立地しており、労働運動史上有名な争議が数多く生じている。その 1 つである昭和 5（1930）年の鐘紡争議において、山田は鐘紡の顧問弁護士として争議の解決に尽力し、武藤山治をはじめ同社経営陣の信頼を獲得した。これまで鐘紡争議については山田の回想があるのみで、山田の活動を具体的に裏付ける資料は山田作之助関係資料にも見当たらない。しかし、幸いにも平成 20（2008）年に神戸大学に鐘紡資料が寄贈され、現在閲覧可能となっている。そこで、神戸大学所蔵の鐘紡資料により、鐘紡争議の解決に向けた山田の活動を跡付ける。労働争議は、これまで、企業側の視点よりも、被用者や労働組合関係者の視点から語られることが多かった。本研究では、企業側の視点から、労働争議における企業弁護士と顧問先企業との関係の実態を明らかにする。

#### 4．研究成果

本研究の成果は、つぎの通りである。

##### (1) 山田作之助関係資料に関する本目録の一部完成

山田作之助関係資料に含まれる文書類は、法実務文書と私文書の 2 つに大別される。私文書については、文書整理および目録作成の作業の前提となる作成年代、作成者、文脈などの特定に時間を要することから、本研究に係る文書整理および目録作成の作業は、法実務文書を対象に実施した。法実務文書は、意見書、裁判資料（昭和 35（1960）年以前）、最高裁関係資料、裁判資料（昭和 35（1960）年以降）および登記関係資料に分類される。これらのうち、本研究の実施期間内に、意見書および裁判資料（昭和 35（1960）年以前）については、それぞれ本目

録を作成した。これにより、昭和前半期の山田の企業弁護士としての事績について、実証的研究を進めることが可能となった。

## (2) 川崎造船所関係

### 失権株式競売不足金請求事件

昭和戦前期の神戸における企業弁護士業の実態を明らかにするため、昭和6(1931)年の再整理以降、再建の一環として川崎造船所が多数の株主・旧株主を相手取って神戸地方裁判所に提起した失権株式競売不足金請求訴訟を対象に、研究代表者(小松)は、山田作之助関係資料中の訴状、判決正本、被告およびその訴訟代理人との間でやり取りされた書簡などを分析した。

その結果、第1に、山田が川崎造船所の訴訟代理人として、昭和10(1935)年から18(1943)年までの期間に、株主・旧株主に対して失権株式競売不足金の請求訴訟を提起したことや、後次の訴訟に及ぶにつれ、保有株式数や請求金額が少なくなる傾向が明らかになった。第2に、上記期間の後半においては、多数にのぼる失権株式競売不足金請求訴訟の業務を、山田を中心に、神戸で活動していた2名の若手弁護士と分担していたことがわかった。第3に、失権株式競売不足金請求訴訟の被告側の対応については、1000株単位で株式を保有している株主の中には、請求額を全額支払う者もいたが、多くは民事調停や和解で支払条件を定めた上で、不足額を分割で支払っていた。これに対して、保有株式数が100株未満の株主もしくは旧株主の多くは、民事調停や和解で支払条件を定めた上で不足額を分割で支払うまでに至らず、第1回口頭弁論期日に欠席したり、いわゆる手元不如意の抗弁を提出したり、競売不足金請求に係る失権株式について株主名簿に登録していないがすでに他に譲渡していたなどの失当な主張をしていたりしていた。また、第一審(神戸地方裁判所または神戸区裁判所)で原告の請求認容判決が確定している事件が圧倒的多数であることも、明らかとなった。

### 株式肩代り問題

この問題は、川崎造船所の経営権掌握を目的として大阪商船などが十五銀行から取得した株式について、川崎造船所側が経営陣の更迭を阻止すべく、軍部や経済界の有力者も巻き込みその買戻しを企図した、というものである。後年、山田は、川崎造船所の法律顧問として当時この問題に関与したことを窺わせる証言をしていた。研究分担者(下村)は、山田作之助関係資料「昭和14年度意見書」綴の文書の分析をもとに、いわゆる川崎造船所株式肩代り問題への山田の関与を検討した。山田の証言は文書で裏付けられ、山田が、法的な買収対抗策の立案だけでなく、川崎造船所の従業員幹部代表による嘆願書作成や社員会綱領の作成にも関与し、法律顧問として全社的な企業防衛活動の指南役を務めていたことが明らかとなった。

## (3) その他

研究分担者(辻村)は、山田作之助関係資料「昭和15年度意見書」綴の文書(契約書、企業の定款、団体の寄附行為、顧問先企業への意見書など)の分析をもとに、戦時期における山田作之助の企業弁護士としての活動を検討した。その結果、顧問先企業は、銀行、商社・倉庫、海運、繊維、製粉、重工業の各産業分野において大企業を中心に多岐に涉ること、また、日中戦争の影響を受けて、山田作之助の弁護士業務においても、統制立法への対応、対外進出を図る企業や個人への助言、軍需産業のための物資、資金、工場用地の調達支援、といった戦時を背景とした業務の占める割合が増していること、などが明らかとなった。

また、研究代表者(小松)および研究分担者(下村)は、長年にわたり山田作之助法律事務所にも所属し、阪神・淡路大震災に伴う同事務所の閉鎖に際しその業務を承継した兵庫県弁護士会所属の弁護士に対して聴き取りを実施した。これにより、最高裁判事退任後から晩年に至るまでの山田の弁護士活動その他の社会活動について、貴重な証言を得ること

ができた。

#### (4) 本研究の成果の国内における位置づけとインパクト

本研究は、弁護士活動についての実証的研究と位置づけられる。その系譜には、一方に「社会派」ないし「人権派」弁護士の伝記的研究があり(たとえば、布施辰治に関する一連の研究)、他方には、法制史の分野での地域の弁護士に関する研究(その例として、川口由彦編『明治大正 町の法曹』(法政大学出版局、2001年)、橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』(法律文化社、2005年)、石川一三夫・矢野達夫編著『裁判と自治の法社会史』(晃洋書房、2020年)など)がある。これらの研究と比較すると、第一に、本研究の対象は、企業法務を専門にする弁護士であり、労働事件では「社会派」ないし「人権派」弁護士に対峙する側に立つ。第二に、地域の弁護士に関する従来の研究は、地方で活動した弁護士を対象とするが、本研究の対象は、日本を代表する貿易港で五大都市にも位置づけられていた、戦前期の神戸で活躍した弁護士である。これらの点において、本研究は、これまでの弁護士の実証的研究では取り上げられなかった対象を取り上げており、従来の研究の空白を埋める意義を有すると考えられる。

#### (5) 今後の展望

本研究では、昭和戦前期における山田の弁護士業務のうち、主要な企業法務案件を中心に検討した。その際、国立公文書館所蔵の判決原本や他の研究機関の所蔵する企業史料を参照し、これらに照らして山田作之助関係資料中の文書を分析し評価する必要があった。しかし、コロナ禍の影響で、山田作之助関係資料に係る文書整理および本目録作成の作業の遅れに加えて、判決原本や企業史料を所蔵する機関の外部利用の停止ないし制限も重なり、他の関連史料と付き合わせて山田作之助関係資料の分析や評価を行うことができなかった。この点については、他日を期したい。

また、本研究で取り上げることができなかったが、今後の課題としてはつぎのものがある。

第1に、昭和戦後期における山田の弁護士業務とその評価である。戦後復興から高度経済成長期を経て、全体として企業法務案件が増加する中、契約紛争などの伝統的な案件に、戦前期には稀だった公害事件や労災事件などの非伝統的な案件が交じるようになった。問題は、山田が、高度経済成長を背景に生じた、公害事件や労災事件などの非伝統的な企業法務案件にどのように対処したのか、である。たとえば、山田作之助関係資料中には千葉川鉄大気汚染訴訟に関する訴訟記録が多数含まれている。千葉川鉄大気汚染訴訟では、第一審が千葉地方裁判所であり、その審理は長期化していた(第一次提訴は昭和50(1975)年、第二次提訴は昭和53(1978)年、第一審判決は昭和63(1988)年、控訴審での和解成立は平成4(1992)年)。そのためか、当時高齢の山田自身は訴訟代理人とならず、同僚の若手弁護士や、自身の親族で東京在住の弁護士に訴訟代理人を務めさせていた。山田は、最高裁判所判事退任後、80歳代に至るまで、企業弁護士として精力的に活動を続けていた。最晩年の山田が、他の弁護士と提携、協力しつつ、企業弁護士として高度経済成長により激変する社会経済環境にどのように適応しようとしたのか。この点を検討する必要がある。

第2に、最高裁判所判事としての山田の活動とその評価である。この課題については、山田作之助資料に基づく研究として、赤坂幸一「統治機構論探訪(18) 最高裁判例の形成過程(1)」法学セミナー765号(2018年10月)が先鞭を付けている。山田作之助関係資料に基づき、山田が、判例の形成過程のみならず、最高裁判所の運営(たとえば、当時累積していた、未済の上告事件の処理促進など)に山田がどのように寄与したのか。この点も検討に値しよう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 辻村 亮彦	4. 巻 48巻
2. 論文標題 開拓使期北海道における司法裁判所の設置過程	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 神戸学院法学	6. 最初と最後の頁 89-119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下村太一	4. 巻 170
2. 論文標題 書評「石橋章市・佐野巨・土山希美枝・南島和久『公共政策学』」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊行政管理研究	6. 最初と最後の頁 67-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 辻村亮彦	4. 巻 36
2. 論文標題 明治十八年文部省海外留学生としての梅謙次郎	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 近代日本研究	6. 最初と最後の頁 37-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下村太一	4. 巻 48
2. 論文標題 田中角栄の立法活動の再検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸学院法学	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 辻村亮彦
2. 発表標題 戦時期神戸における企業弁護士の活動 山田作之助関係資料「意見書」綴を素材として
3. 学会等名 第37回戦時法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 下村太一
2. 発表標題 川崎造船所株式会社肩代り問題と山田作之助
3. 学会等名 神戸学院大学法学会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 辻村 亮彦
2. 発表標題 戦時期における弁護士山田作之助の活動 山田作之助関係資料『昭和15年度意見書』綴より
3. 学会等名 神戸学院大学法学会研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小松昭人
2. 発表標題 川崎造船所再建過程における在神企業弁護士の業務活動 株金分割払込制度下での失権株式競売不足金請求事件を中心に
3. 学会等名 神戸学院大学法学会研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

研究代表者（小松）は、所属研究機関主催の一般市民向け講座において、つぎの講演を行った。小松昭人「昭和前期、神戸の弁護士は企業活動をどのように支えたか 本学所蔵『山田作之助関係資料』を手がかりとして」神戸学院大学第84回土曜公開講座、2022年10月8日。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	辻村 亮彦  (Tsujiura Akihiko)  (30547823)	神戸学院大学・法学部・准教授    (34509)	
研究分担者	下村 太一  (Shimomura Taichi)  (70548164)	宮崎公立大学・人文学部・准教授    (27601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------